

定額減税の二重取りとは？生じるケースを解説

定額減税は、従業員の税負担を軽減するための重要な制度ですが、適切に管理しないと「二重取り」という問題が発生することがあります。二重取りとは、同一の減税対象者が複数の所得源から同じ減税を受けることを指し、税務上の不正確な処理となります。

本記事では、定額減税における二重取りの意味や、[年末調整](#)で二重取りが起こる具体的なケース、そして二重取りを防ぐための方法について詳しく解説します。

目次

[定額減税の二重取りとは？](#)

[年末調整の二重取りが起こるケース](#)

[年金と給与の二重取り](#)

[配偶者の二重取り](#)

[扶養親族の二重取り](#)

[98万～103万円の二重取り](#)

[定額減税の二重取りを防ぐ方法](#)

[申告内容の確認](#)

[情報共有の強化](#)

[専門家への相談](#)

[ソフトウェアの活用](#)

定額減税の二重取りを防ぎ、適切な税務手続きを行おう！

定額減税の二重取りとは？

定額減税における二重取りとは、同一の減税対象者が複数の所得源から同じ減税を受けることを指します。所得税の計算上不正確な結果をもたらし、本来納めるべき税額が適切に計算されないことになります。

例えば、後述するように給与所得と年金所得の両方から同じ減税が適用される場合や、夫婦間で同じ扶養親族に対して二重に減税が適用される場合などが該当します。

二重取りにより、納税者は過剰な控除を受けることになり、最終的には税務上の不正確な処理となり、後に修正が必要となる可能性があります。

年末調整の二重取りが起こるケース

定額減税の二重取りは、申告内容の確認不足や情報の誤入力、複数の所得源がある場合など、さまざまな原因で発生します。

ここでは、4つのケースを挙げてみます。

年金と給与の二重取り

年金と給与の二重取りは、年金受給者が給与所得も得ている場合に発生します。例えば、年金から所得税が源泉徴収され、同時に給与からも所得税が源泉徴収される場合、両方の所得に対して定額減税が適用されることがあります。

この場合、年金と給与の両方で同じ減税が適用されるため、二重取りが発生します。

配偶者の二重取り

配偶者控除に関して、夫婦の両方がそれぞれの職場で同じ控除を申告した場合、家庭全体での控除額が二重に計上されることになり、二重取りが発生します。

扶養親族の二重取り

扶養親族に対する控除でも同様の問題が発生します。

例えば、同一の扶養親族について複数の納税者が控除を申請するケースです。祖父母や兄弟姉妹などが扶養親族となる場合、家族内での情報共有が不十分だと、二重に控除が適用されることがあります。

98万～103万円の二重取り

配偶者年収103万円以下で働いている場合や子どもなどの扶養親族の年収が103万円以下でアルバイトをしている場合、所得税は発生せず、定額減税は生じません。

しかし、98万円超であれば住民税は発生し、住民税の減税分1万円が二重になる可能性があります。

定額減税の二重取りを防ぐ方法

定額減税における二重取りを防ぎ、適正な税額計算を行うためには、以下のような方法が考えられます。

申告内容の確認

年末調整時には、各種控除申告書を厳密に確認し、同一の控除が複数回適用されていないかチェックします。

特に、複数の所得源がある場合には、各所得に対する控除の適用状況を詳細に確認することが必要です。

情報共有の強化

家族内での情報共有を徹底し、配偶者控除や扶養控除などが重複して申告されないようにします。

また、年金支給機関と給与支払者の間で適切な情報共有を行うことも重要です。

専門家への相談

複雑なケースや不明な点がある場合は、税理士などの専門家に相談して適切な助言を受けることが推奨されます。

専門家の助言を受けることで、二重取りのリスクを減らすことができます。

ソフトウェアの活用

年末調整用のソフトウェアやシステムを活用することで、手作業によるミスを減らし、二重取りの発生を防ぐことができます。

最新のシステムは、控除の適用状況を自動的にチェックする機能を備えているものもあります。

定額減税の二重取りを防ぎ、適切な税務手続きを行おう！

定額減税における二重取りは、適切な管理と確認を行うことで防ぐことができます。年金と給与、配偶者、扶養親族、そして98万～103万円の所得範囲における二重取りのケースを理解し、従業員の所得状況を正確に把握することが重要です。

企業内での情報共有や従業員への周知徹底を行い、二重取りを未然に防ぐための手続きを整備しましょう。これにより、法令に基づいた適切な対応が可能となります。

※ 掲載している情報は記事更新時点のものです。